

令和 5 年度健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度健全化判断比率を次のとおり公表する。

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.14)	— (19.14)	5.3 (25.0)	22.0 (350.0)

備 考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」を記載
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載

令和 5 年度資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度公営企業の資金不足比率を次のとおり公表する。

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
水道事業会計	—	令第 17 条第 1 号
下水道事業会計	—	令第 17 条第 1 号
住宅団地整備事業特別会計	—	令第 17 条第 4 号

備 考

- 1 資金不足額がなく資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 経営健全化基準は 20％